

墨田区総合教育会議 議事録

1 日時等について

日時	平成28年2月18日(木) 午後3時00分																																																																																																		
場所	区役所17階 第1委員会室																																																																																																		
開会	午後3時00分																																																																																																		
閉会	午後5時10分																																																																																																		
<p>出席者</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 30%;">区教育委員会委員</td> <td style="width: 30%;">山本裕之</td> <td style="width: 30%;">本藤隆博</td> <td style="width: 10%;">亨治道子</td> </tr> <tr> <td>教育委員会委員</td> <td>加藤部根</td> <td>阿部慶三</td> <td>浅松子平</td> </tr> </table>				区教育委員会委員	山本裕之	本藤隆博	亨治道子	教育委員会委員	加藤部根	阿部慶三	浅松子平																																																																																								
区教育委員会委員	山本裕之	本藤隆博	亨治道子																																																																																																
教育委員会委員	加藤部根	阿部慶三	浅松子平																																																																																																
<p>説明のために出席した職員</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">副区長</td> <td style="width: 10%;">高野祐次</td> <td style="width: 10%;">関口芳正</td> <td style="width: 10%;">岩瀬均</td> </tr> <tr> <td>企画経営室長</td> <td>鈴木陽子</td> <td>青木剛和</td> <td>石井秀和</td> </tr> <tr> <td>企画経営室参事</td> <td>大竹恵介</td> <td>渡辺一夫</td> <td>池田善久</td> </tr> <tr> <td>(政策担当課長事務取扱)</td> <td>三浦博孝</td> <td>小倉孝弘</td> <td>杉崎和洋</td> </tr> <tr> <td>総務部長</td> <td>村田里美</td> <td>後藤隆宏</td> <td>岩佐一郎</td> </tr> <tr> <td>福祉保健部長</td> <td>高橋宏幸</td> <td>須藤浩司</td> <td>月田行俊</td> </tr> <tr> <td>子ども・子育て支援担当部長</td> <td>岡本香織</td> <td>佐久間英樹</td> <td>石原恵美</td> </tr> <tr> <td>企画・行政改革担当課長</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>財政担当課長</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>厚生課長</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>生活福祉課長</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>子ども支援課長</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>子ども課長</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>子育て支援総合センター館長</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>教育委員会事務局次長</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>教育委員会事務局参事</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(庶務課長事務取扱)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>教育委員会事務局参事</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(すみだ教育研究所長事務取扱)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>学務課長</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>指導室長</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>生涯学習課長</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>スポーツ振興課長</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ひきふね図書館長</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>				副区長	高野祐次	関口芳正	岩瀬均	企画経営室長	鈴木陽子	青木剛和	石井秀和	企画経営室参事	大竹恵介	渡辺一夫	池田善久	(政策担当課長事務取扱)	三浦博孝	小倉孝弘	杉崎和洋	総務部長	村田里美	後藤隆宏	岩佐一郎	福祉保健部長	高橋宏幸	須藤浩司	月田行俊	子ども・子育て支援担当部長	岡本香織	佐久間英樹	石原恵美	企画・行政改革担当課長				財政担当課長				厚生課長				生活福祉課長				子ども支援課長				子ども課長				子育て支援総合センター館長				教育委員会事務局次長				教育委員会事務局参事				(庶務課長事務取扱)				教育委員会事務局参事				(すみだ教育研究所長事務取扱)				学務課長				指導室長				生涯学習課長				スポーツ振興課長				ひきふね図書館長			
副区長	高野祐次	関口芳正	岩瀬均																																																																																																
企画経営室長	鈴木陽子	青木剛和	石井秀和																																																																																																
企画経営室参事	大竹恵介	渡辺一夫	池田善久																																																																																																
(政策担当課長事務取扱)	三浦博孝	小倉孝弘	杉崎和洋																																																																																																
総務部長	村田里美	後藤隆宏	岩佐一郎																																																																																																
福祉保健部長	高橋宏幸	須藤浩司	月田行俊																																																																																																
子ども・子育て支援担当部長	岡本香織	佐久間英樹	石原恵美																																																																																																
企画・行政改革担当課長																																																																																																			
財政担当課長																																																																																																			
厚生課長																																																																																																			
生活福祉課長																																																																																																			
子ども支援課長																																																																																																			
子ども課長																																																																																																			
子育て支援総合センター館長																																																																																																			
教育委員会事務局次長																																																																																																			
教育委員会事務局参事																																																																																																			
(庶務課長事務取扱)																																																																																																			
教育委員会事務局参事																																																																																																			
(すみだ教育研究所長事務取扱)																																																																																																			
学務課長																																																																																																			
指導室長																																																																																																			
生涯学習課長																																																																																																			
スポーツ振興課長																																																																																																			
ひきふね図書館長																																																																																																			

2 議題について

(1) 教育大綱案について

(2) 総合教育会議に関する条例案について

3 議事の内容について

区長 ただ今から第3回墨田区総合教育会議を開会します。開会に当たりまして、前回にも会議の冒頭にご説明しましたが、不登校の期間が30日を超えたことにより、いじめの重大事態となった区立学校の事案について、その後の対応の経過をご報告いたします。本件については、前回ご説明したとおり墨田区いじめ防止対策推進条例に基づき、教育委員会の附属機関であるいじめ問題専門委員会による調査が行われ、その結果を踏まえ、2月5日付けで教育委員会から私に報告がありました。この報告によれば、本件については、重大事態につながった「いじめ」の事実が4点認められたため、教育委員会として当該学校に対する指導・助言を行い、今後も継続していくという内容でした。なお、本件については、その後の学校の対応等により被害生徒も学校に復帰し、改善に向かっている状況です。教育委員会としては、今後も引き続き学校に対して当事者間の関係修復と再発防止等に向けた指導・助言を行っていく方針であり、私としてもその動向を注視していきたいと考えております。したがって、本件については、本日の議題とはいたしませんので、ご承知おきください。

議題1 教育大綱案について

区長 それでは議題1「教育大綱案について」協議いたします。前回の会議で皆さんからいただいたご意見を参考にして、大綱案を作成しました。本案のうち、まず「1 墨田区教育施策大綱の位置づけ」及び「2 本区が目指す子どもの将来像」の2件について、ご協議願います。これらについて、事務局から説明をお願いします。

『1 墨田区教育施策大綱の位置づけ』及び『2 本区が目指す子どもの将来像』について

教育委員会事務局次長 私から説明させていただきます。資料1の墨田区教育施策大綱(案)をご覧ください。「1 墨田区教育施策大綱の位置づけ」についてです。大綱の期間を5年とすること、また基本計画との関係を記述しました。本大綱は、基本計画を教育の視点から再構成するものであり、基本計画とは同位にあるものとしています。また、地方教育行政の組織及び運営に関する法律では、教育大綱について「教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱」と規定しています。本区としては、本総合教育会議における今までのご議論を踏まえ、次世代を担う子どもたちへの教育に重点を置いた構成としています。次に「2 本区が目指す子どもの将来像」についてです。ここでは、次世代を担う子どもたちのあるべき姿を将来像として設定しています。現在策定中の基本計画においては「安心して暮らせる『すみだ』をつくる」という基本目標に基づき、「子どもたちに知・徳・体のバランスのとれた教育を行う」との政策を掲げています。知・徳・体のそれぞれについて、目指すべき子どもの将来像を(1)に掲げ、(2)に前回の会議で皆さんとも意見が一致した「郷土に誇りをもち、異文化とも敬意をもって交流できる国際感覚のある人」としています。読ませていただくと、「(1) 知・徳・体のバランスがとれ、将来、社会で活躍し、地域に貢献できる人」。「ア 感性豊かでいろいろなことに興味・関心をもって学び、実践できる人」、「イ 自己肯定感をもち、まわりの人の立場や気持ちを思いやることができる人」、「ウ スポーツや遊びを通じて健やかな体を育むことができる人」。「(2) 郷土に誇りをもち、異文化とも敬意をもって交流できる国際感覚のある人」。説明は以上です。

区長 それではただ今の説明を踏まえて、「1 墨田区教育施策大綱の位置づけ」及び「2 本

区が目指す子どもの将来像」の2件について、ご質疑、ご意見はありますか。

雁部委員 「1 墨田区教育施策大綱の位置づけ」については、問題はないと思うので、このとおりで良いと思います。「2 本区が目指す子どもの将来像」については、「(1) 知・徳・体のバランスがとれ、将来、社会で活躍し、地域に貢献できる人」という文言はとても良いと思います。区長の施政方針の中で、「地域力」という言葉が多く含まれていたもので、その点から良いと思います。まず何が大事かと言いますと、自分が住んでいるまち墨田区を好きになることが一番だと思います。これは(2)の「郷土に誇りをもち」ということにつながってくると思います。(1)、(2)とも良いものが含まれていると思います。また、(1)イの「自己肯定感」については、後ほどお話ししたいと思います。ウの「スポーツや遊びを通じて健やかな体を育むことができる人」については、最近子どもたちがスマホでSNSなどを利用することが多くなっていますが、実際に体を動かすことが楽しい、あるいは体感できるような教育を充実することによって、スマホに依存する子どもは減っていくのではないかと思います。そういう点からも、この文言は良いと思っています。全体としてまとまりのある文言で良いと思います。以上です。

区長 ありがとうございます。続いて、阿部委員お願いします。

阿部委員 まず位置づけについては、このとおりで異存ありません。ひとつ申し上げますと、大綱の期間を5か年とした理由を加えた方が良いのではないかと思います。基本計画が5年ということに合わせたのかもしれないですが、学力向上3か年計画、区長の任期、東京オリンピック・パラリンピック、学習指導要領の改訂などもあるので、その点を踏まえて総合的に5か年にしたというニュアンスが記載された方が良いと思いました。子どもの将来像については、基本的にこれで良いかと思っています。(1)に記載している「知・徳・体」をア・イ・ウで表現したのだと思います。その中の言葉として「自己肯定感」という言葉が少し難しいのかなと思いました。それから(2)には「異文化とも敬意をもって」と記載されていて、ニュアンスとして「異文化を尊重しながら」ということだと思いますが、私としては簡潔に「異文化と積極的に交流して」という方が良いかなと思いました。基本的には子どもの将来像については、これで良いと思います。以上です。

区長 ありがとうございます。続いて、坂根委員お願いします。

坂根委員 私は、教育委員として区民の皆様には教育大綱について、説明責任があると自覚しています。そのためにこの大綱については、私が一区民として理解でき、実行できるものであることが一番だと考えています。その視点から意見を述べます。教育大綱の位置づけについては、学校教育の分野に重点を置くことは賛成です。大変良い位置づけだと思います。次に本区が目指す子どもの将来像について申し上げます。私は学校公開などで複数の校長先生から、児童・生徒の保護者、地域の方々が「子ども像」についてどう思っているか聞くことがあります。それによると「あいさつができ、明るくて元気で、そして人様に迷惑をかけない子どもだ」と言う方が多いそうです。私は、これはすばらしい教育哲学だと思います。教育学の本にこういった内容が書かれているものは、私の知る限りではありません。こういったことを言う区民の皆様、保護者の皆様に敬意を表しています。ただ、これに不足している部分は、ここに書いてある「知・徳・体のバランスがとれ、将来、社会で活躍し、地域に貢献できる人」と学校教育の部分です。この文言は、将来像として適当だと考えます。ただし、「徳育」に関しては、学校だけではなかなかできません。本区の地域の方々には、徳性がある方が多くいます。「徳」に関しては、地域で行うことが大事だと考えます。また、学力に関しては、後ほど申し上げたいと思います。以上です。

区長 ありがとうございます。続いて、浅松委員お願いします。

浅松委員 墨田区教育施策大綱の位置づけについては、特に異存ありません。本区が目指す子どもの将来像については、山本区長の施政方針における28年度の区政運営の基本方針の中で、教育大綱に触れられて、まさに墨田区の子どもの将来像について語られました。その中で「夢と希

望にあふれる“すみだ”らしい子どもたちの育成」という言葉がありました。目指す子どもの将来像の中で「夢と希望に」という文言があると良いと思いました。例えば、「夢と希望をもって、将来、社会で活躍し」とすることで、その思いが込められると思います。私も今まで校長の経験がございまして、知・徳・体、この教育大綱含めて区の教育目標、それから学校の教育目標それぞれが系統的につながっていくわけですが、やはり私は学ぶということ「知」の中には学びに向かう力「向学」という言葉を常に使っていました。学校にとって「向学」の気風はとても大切です。この知・徳・体のバランスについて、区民の捉え方はそれぞれあると思いますが、基本計画の概念に基づく目指すべき子どもの将来像については特に意見はございません。以上です。

区長 ありがとうございます。続いて、加藤教育長お願いします。

教育長 位置づけについては、全ての分野を範囲とするよりも学校教育の分野に重点を置くことで、大綱の策定意義が出てくるかと思えます。また、本区が目指す子どもの将来像については、皆さんの意見を聞いて、学校、児童・生徒の保護者、地域の方と共有していき、これを一体となって実現するために、わかりやすい言葉で広報していくことが必要だと改めて認識しました。以上です。

区長 ありがとうございます。前回の会議では基本計画の施策体系に基づいて多くのご意見をいただいた上で、今回の大綱の位置づけ、本区が目指す子どもの将来像ということで、それぞれの委員からご意見をいただきました。全般的にご異論がないということですが、何点かご意見がございました。まず、阿部委員から5か年という期間についてご指摘がございました。たしかに昨日の施政方針演説の中で基本計画の期間は前期5年、後期5年で10年後の「すみだ」をしっかりと想像していくというお話をさせていただきました。その中で東京オリンピック・パラリンピックの開催までの4年間とその後の1年間で子どもたちにどんな思いが生まれ、どのように成長していったのかということも踏まえ、次の5年間につなげていくという意味合いも含まれています。いずれにせよ5年間という期間は、基本計画との整合を図り、この位置づけとともに将来像をしっかりとつくっていくということでご理解をいただけたらありがたいと思います。それから、「知・徳・体のバランスがとれ、将来、社会で活躍し、地域に貢献できる人」と一行にまとめたわけですが、東京都の教育施策大綱にも「これからの時代を担う『知』『徳』『体』の調和のとれた人間を育てていく」と記載されています。「知」であり、「徳」であり、「体」であり、それぞれの施策、対応・対策に取り組んで教育をしていくという将来像であるのご理解いただけたらと思います。また、「郷土に誇りをもち」という部分については、前回の総合教育会議において議論いたしましたが、我々大人も何が誇りであるのかということを経営的に考えていく必要があると考えています。その誇りが教育を通じてもてるのが大きな目標だと思います。大綱の位置づけ、そして将来像について、全体的にはこのようなかたちでまとめさせていただければと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

『3 課題と施策の方向』について

区長 次に、「本区が目指す子どもの将来像」を実現するため、3として「課題と施策の方向」をまとめました。この「課題と施策の方向」について、事務局から説明をお願いします。

教育委員会事務局次長 それでは「課題と施策の方向」についてご説明いたします。ただ今ご議論いただいた子どもの将来像を実現するために、学校・家庭・地域がどうあるべきか、また今日的な課題についてどう対応すべきかといった観点から施策を組み立てていくかたちにまとめています。大きく3つの柱に分け、「(1) 区立学校にかかる課題と施策の方向」、「(2) 家庭・地域における課題と施策の方向」、「(3) 教育の今日的課題について」です。それぞれ「課題」と「施策の方向」に分けてまとめています。まず「(1) 区立学校にかかる課題と施策の方向」に

おける課題についてです。東京スカイツリー効果で外国人観光客が増加し、2020年には東京オリンピック・パラリンピックの開催が予定されて、今後さらに多くの外国人訪問客への対応が求められること。各学校にネイティブティーチャーを配置しているが、会話による英語学習や外国文化に触れる機会の一層の確保が必要であること。OECD調査によると子ども、教員の自己肯定感が低い状況にあり、また学校の事務量が増加傾向にあり、子どもの教育に専念できる時間をより多く確保する必要があること。学力向上3か年計画に基づく対策は実施しているものの、学力テストの結果は平均を下回る状況が続いていること。障害のある子どもが増加傾向にあり、特別支援教育の充実が求められること。いじめ防止対策推進条例の策定など区として体制を整備しているが、今後さらなる実効性のある対応が必要であること。学校の入学に際して、学校不適応の事例が見られ、また不登校の発生率が高い状況にあること。小学校においては、体育の授業以外で運動する機会が少なく、中学校においては専門的な指導を受ける機会を確保する必要があること。以上が課題です。次に施策の方向についてです。まず「グローバル化に対応した教育」ということで、国際観光都市として、またオリンピック・パラリンピックの開催地として「おもてなし」ができる人材を育成することとしています。その主な対策として3つ挙げています。「ア 幼保小中を通じての英語活動・英語教育の推進」、「イ 国際理解教育の推進」、「ウ 自己の確立及び自己肯定感の醸成」です。続いて「学力の向上」ということで、学力向上3か年計画を検証して、新たな計画を踏まえて効果的な対策を実行していくこととしています。主な対策として4つ挙げています。「ア 教員の授業力・指導力の改善」、「イ 学校ICT化の推進」、「ウ 学校経営の活性化」、「エ 幼保小中一貫教育の推進」です。続いて「特別支援教育の充実」ということで、子ども一人ひとりの多様性を尊重し、可能性を最大限に伸ばすという考え方にに基づき、全ての区立学校への特別支援教室の設置を進めるとともに、ICT機器を活用するなど効果的できめ細やかな教育活動の充実を図ることとしています。続いて「いじめの防止」ということで、いじめについては「やさしさ」や「おもいやり」の心を育み、またいじめ防止対策推進条例等に基づき学校、教育委員会をはじめ全庁的に対策を推進し、家庭、地域、関係機関と連携しながら取り組んでいくこととしています。続いて「学校不適応の解消」ということで、小1プロブレム、中一ギャップの問題について施設間、校種間の交流などを通じた幼保小中一貫の効果的な推進により予防・解消を図っていき、また不登校について対象児童や保護者に寄り添って教育的支援を行い、原因究明や問題把握をして状況に応じ関係部門と連携し解決を図っていくこととしています。続いて「体力の向上」ということで、区立学校において体育の授業改善をはじめ、日常的な遊びや運動を通じて体力の向上を図り、また東京オリンピック・パラリンピックに向けた機運を醸成し、中学校や地域のスポーツクラブの活動支援を行っていくほか、「(仮称)総合運動場」を整備して東京オリンピック・パラリンピックに向けたスポーツイベントを開催することとしています。最後に「教育施設の整備」ということで、区立学校等の施設整備、大規模改修について公共施設マネジメントの方針に基づいて行っていき、それから東京オリンピック・パラリンピックに向けた機運を醸成し、子どもの体力向上や区民のスポーツ活動の推進を図るため「(仮称)総合運動場」を整備すること、また教育の様々な相談窓口を一元化して、授業改善に向けた教員の研修の充実を図るため「(仮称)総合教育センター」を新たに整備することとしています。

次に「(2) 家庭・地域にかかる課題と施策の方向」における課題についてです。スマートフォン等の情報端末が普及し、同端末によるSNS、ゲーム等で子どもの生活リズムが乱れている事例が見られること。保護者が子どもと交流し、養育するための時間が十分に確保できない事例など、家庭の教育力の低下がみられるほか、児童虐待や家庭内暴力の件数も増加傾向にあること。地域による教育活動への参加については、学校等の間で差がある。また、学校施設の地域利用についても、同様に制約がある状況である。そのほか災害時に避難所となる区立小中学校と地域と

の災害対応の連携も必要であること。すみだの郷土史、歴史上の偉人、伝統文化等について学ぶ機会の一層の確保が必要であること。以上が課題です。次に施策の方向についてです。まず「家庭・地域の教育力の向上」ということで、各家庭には「早寝・早起き・朝ごはん」といった生活規律やあいさつの習慣づけを促していくこと。スマートフォン等の情報端末によるSNS、ゲーム等の利用について、子ども自身はもちろん、PTA、地域、区立小中学校等との連携により、本区独自の利用のルール化を図るなど、生活リズムの乱れを防止し、家庭学習の習慣化を促していくこと。また、児童虐待、家庭内暴力等については、家庭の個別事情に応じた対応が必要であることから、区立学校等での早期発見・早期対応はもちろん、スクールサポートセンター、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等による相談事業の活用及び福祉保健部門や警察等との連携を強化していくこととしています。続いて「学校と地域との協働」ということで、地域における子どもの見守り活動や体験活動をはじめ、防災訓練等を契機とした地域との連携による防災教育の充実などにより、区立学校等、PTA及び地域との交流を促進すること。また、区立学校等の施設については、学校運営との調整を図りつつ、地域住民が身近に利用できる仕組みをつくることとしています。最後に「郷土の文化・歴史に関する教育の推進」ということで、本区の伝統文化、郷土史や葛飾北斎などの歴史上の偉人等について紹介する副教材を作成し、区立学校等の教育活動に活用するほか、学校支援ネットワーク、郷土文化資料館や北斎美術館等を活用して郷土史、伝統文化等を学ぶ機会を拡充することとしています。

最後に「(3) 教育の今日的課題について」における課題についてです。26年度のOECDの調査によれば、日本は加盟国の中で、子どもの貧困率が高く、家庭の貧困による子どもへの貧困の連鎖が社会問題となっていること。共働きなど、多様な働き方をしている保護者が増加している中、国の「放課後子ども総合プラン」を踏まえ、放課後に子どもが安全・安心な環境で遊びや学習等の活動ができる居場所の確保が必要とされており、教育と児童福祉等の部門間の具体的な連携が求められていること。「子ども・子育て支援新制度」に基づく区立の幼稚園及び保育園や今後設置が予定される認定こども園等のそれぞれのあり方等が問われていること。東京オリンピック・パラリンピックが2020年に開催される予定であるが、これに向けた教育分野における機運の醸成が必要であること。以上が課題です。次に施策の方向についてです。まず「子どもの貧困対策の検討・実施」ということで、子どもの貧困については、福祉部門との連携により、貧困の連鎖を断ち切るため、区立学校等をプラットフォームとした区内外の関係機関や団体との協働体制を整備し、貧困にある子どもの育成・自立に向けた支援策を総合的に行うことにより、子どもの自己肯定感や将来への希望を育てていくこととしています。続いて「『放課後子ども総合プラン』の推進」ということで、放課後に子どもが安全に、かつ、有意義に過ごせる居場所の確保について、教育の面から地域が主体的に実施している放課後子ども教室と、区の児童福祉部門が実施している児童館・学童クラブ事業との協働による本区独自の「放課後子ども総合プラン」を展開・充実していくこととしています。続いて「『子ども・子育て支援新制度』の推進」ということで、区立の幼稚園及び保育園や今後設置が予定される認定こども園等については、それぞれの施設の意義や幼児教育の今後のあり方を踏まえ、保護者ニーズに対応したサービスの提供をしていくこととしています。続いて「オリンピック・パラリンピック教育の推進」ということで、2020年開催予定の東京オリンピック・パラリンピックに向けた機運を醸成し、区民のスポーツ活動の推進を図るとともに、子どもの体力向上や「おもてなし」の心を育てようオリンピック・パラリンピック教育を推進すること。また、旧鐘淵中学校の跡地を活用して、「(仮称)総合運動場」を整備し、学校等や地域のスポーツ活動等を支援していくほか、東京オリンピック・パラリンピック開催に向けた区民参加型のスポーツイベントを開催することとしています。説明は以上です。

区長 ただ今の説明のとおり「課題と施策の方向」については「区立学校の課題」、「家庭・地域

の課題」、「今日的課題」の3つで構成いたしました。それぞれについて、順次、議論していきたいと思っております。

(1) 「区立学校」にかかる課題と施策の方向について

区長 それでは、まず1点目の「区立学校にかかる課題と施策の方向」について、ご意見等ございますか。雁部委員お願いします。

雁部委員 まず課題について、会話による英語学習や外国文化に触れる機会の一層の確保とありますが、まさにそのとおりだと思います。英語というと英会話と捉えられがちですが、日本人は、外国人と接するのに慣れていないところがあります。英会話というより外国人と接し慣れることが必要だと思います。その中で外国の方と話すことにより自然と会話できるようになると思います。次に学校の事務量が増加していることについて、何が必要で何が無駄なのかということ洗い出す必要があると思います。現在、副校長に負担がかかっている状況ですので、それを解消するために何が削減できるのかということ各学校において考えていく必要があると思います。それから障害のある子どもが増加傾向にあることについて、学校のみでは対応が難しいので地域や行政の協力により、原因の究明と解決策を見出していく必要があると思います。次にいじめ問題について、実効性のある対応が必要ということですが、私は大人だけで議論しても始まらないと思っているので、子どもたち同士で議論をさせることが必要だと思います。いじめをなくすためにどうしたらよいかということ子どもたち自身に考えさせることが大事だと思います。それから小1プロブレムや中1ギャップについて、幼保小中一貫教育を行っているので、さらなる情報共有をして引き続き推進していくべきかと思っております。最後に、スポーツクラブの活動における専門的な指導者の指導を受ける機会の確保について、なかなか難しいとは思いますが、スポーツクリニックなど短期間でも有名な選手を呼んで、基本的なことを教わり、それを実践していくかたちの講習を行っていくと良いと思います。施策の方向については、まず英語圏の方々と慣れ親しむことが大事だと思います。それから自己肯定感について、人はお互いに存在を認めることが必要で、そうしないと自己肯定感をなかなか持てないと思います。これはある学校の一例ですが、一日一人の子どもを決めて、クラス全員が、その子の良いところを一人ずつ言っていく授業を行ったところいじめがなくなったそうです。欠点を言うとかではなく、その子の良いところを認めることが大事なので、そういうことを実際に取り組んでいくことが大事だと思います。道徳の時間などを利用して、そういったことを行うことも良いのかなと思っておりました。学力の向上について、かねてから言われていますが、そろそろ結果を出すことが必要だと思います。そのためにはどのような方法があるかということ研究会などにおいて他の学校の良いところを取り入れて、自分の学校で実践し成果を上げることが大事だと思います。それから教員の授業力・指導力の改善について、教員のスキルアップがとても大事になってくるので、研究会等に参加してほしいです。次にICT化の推進について、機器を導入していますが、利用するだけで効果的な活用にはまだ至っていないと思います。この点については引き続き取り組んでいく必要があると思います。学校経営の活性化について、学校運営連絡協議会がありますが、かたちだけで地域や保護者の意見が反映されていないという話も聞いていますので、学校運営連絡協議会の活性化が学校の質の向上にとって必要になってくると思います。その中で効率的な執行体制に見直しを行うという部分では、学校の事務量が増えるということで、例えば副校長が忙しいのであれば専門の事務補佐をつけるとか、人件費はかかりますが、サポートする人を配置することも良いのではないかと思います。幼保小中一貫教育の推進についてはやはり地域の協力が必要だと思います。育成委員会との連携を図りながら、地域の子どもたちをみんなで育てていくんだという方針の下で進めていくと良いと思います。次に特別支援教育の充実について、やはり人員確保が必要になってくると思うので、予算の関係もあり難しいと思いますが、一人でも多くの人員を配置できれば良いと思

ます。最後に体力の向上について、総合運動場ができますので、中学校の連合陸上大会など学校間の交流を進めることで子どもたちの体力向上に役立つのではないかと思います。以上です。

区長 ありがとうございます。続いて、阿部委員お願いします。

阿部委員 中身については雁部委員からお話ありましたので、私は大綱そのものについて感想を含めていくつか述べたいと思います。項目として7つ挙げられていて、色々な問題を簡潔によくまとめられている印象を受けました。ただ網羅的に並べられていますので、やはり時間と資源と予算は当然限られてくるので、この中にもメリハリがあるのだらうと感じます。それからこの大綱の持つ役割はおそらく区の基本的な教育理念を区民にわかりやすく伝えることだと思います。したがって、できるだけ平易な言葉で簡潔にお伝えをした方が良いでしょうということで、さらにこの文章が推敲されると思いますので、できるだけわかりやすくしていただくようお願いしたいと思います。また大綱は、区民に対して墨田区がこれから取り組むべき課題や方向性を明示しながら、区民や地域にも協力を仰ぐことがあると思います。したがって、その意味でもわかりやすく発信することを特に心掛ける必要があると思います。そういう観点から大綱を見ると、7つの項目を子どもの将来像に当てはめて、これをどう具体的に実現するのかを施策の方向で示すというかたちに工夫したら良いと思いました。オリンピックなどタイムリーな話題で英語教育というのは大事ですが、やはり確かな学力をつけることが一番大きな課題となるので、そのあたりの順番を工夫したら良いのかなと思いました。それから「徳」に関する記述が不足しているような印象をもちました。人を思いやる心の育成や人権教育、職場体験を通して地域や社会に貢献することを学習してもらおうというニュアンスがあっても良いと思います。基本的には、この項目については異存ありません。推敲過程において少しわかりやすくしていただけたら良いと思いました。以上です。

区長 ありがとうございます。続いて、坂根委員お願いします。

坂根委員 はい、2点だけ申し上げます。1点目は、阿部委員のお話にあった項目の持って行き方をよりわかりやすくした方が良いと思いました。私も学力向上を最初におき、それに密接に関連する特別支援教育や学校不適合、いじめの防止などを持っていくかたちに工夫していただけたらと思います。2点目は、大綱ですので盛り込みたいことがたくさんありまして、区長のイクボス宣言や人づくりなども関連があるようで良くできていると思いますが、どうしてもポジティブリストと言いますが、広げていくような考え方になっているので、区民にどのように説明できるかがひとつかなと思います。内容的には結構だと思います。もう1点だけ申し上げたいのは、学力の向上についてです。学力というのはテストの結果だけではないと、どの方もご存じで、理解してきちんと哲学を持っていると思いますが、そのことがもう少し記載された方が良いのではないかと思います。ここで参考になる文を少し読ませていただきます。「学ぶべきことは、知識の体系化についてです。つまり、個々に独立している部分的な知識間の関係と、それと全体との関係とを考察し、それまで色々なところで得た知識の領域に属する部分的な見解をつなぎ合わせ、いわば知識の全領域での地図を作り上げることです。」と、これが知識の体系化です。これはJ・S・ミルの「大学教育について」の中の文章の1つです。私は、学力は知識を体系化する基本的なものだと思います。知識の体系化は公教育段階ではできませんが、その基本となるものが学力であるということが大綱のどこかで盛り込んでいただけたらと思います。もう一つ、学校ICT化の推進について申し上げます。私は昨年と今年で小学校のICTの公開授業に全て参加しています。そこでは、保護者以外の自治会や町会関係者などの地域の方が熱心にICT化授業を見ていることに驚くと同時に感心しております。それはICT化教育が日々進化しているからでしょう。ICT化を採り入れた授業では昨年では新しいことが、今年は普通になっていることがあります。小学校1年生がプレゼンテーションしている素晴らしい授業もありました。これらのことから、子どもたちがただ学ぶだけでなく、地域の方々に反対に発信していく必要があると考えま

した。以上です。

区長 ありがとうございます。続いて、浅松委員お願いします。

浅松委員 2点だけ申し上げます。1点目は、学力の向上についてです。私は、義務教育段階における学力は、サバイバルツールだと思っています。義務教育段階を終えるまでに教育に携わる者として責任を果たしきれないということは、嘆かわしいことです。区の学習状況調査の分析結果の報告会が先日行われましたが、具体的に社会科と理科が小学校5年から中学校3年までの部分で、基礎・基本の定着率が良くないというお話がありました。学習状況調査での誤答・無答分析の中で、どのようにして誤答になったのかということについて、すみだ教育研究所や区中研からの説明・報告は、分かりやすく説得力がありました。分析はできていると思いますが、なかなか改善されないのはなぜだろうかと考えてみました。これは墨田区の状況に限ったことではないと思いますが、最重要課題である基礎学力の確実な定着、あるいは学力をさらに伸ばしていく点から教員の学習指導力と授業力の一定レベルの確保が必要なのだと思います。それを具体的に言うと、教員は成長過程において4年目まで基礎形成期にあり、その段階で授業力の点からは授業の型を身に付けることが必要です。授業の基本となるもの、スタンダードを各教科で共有して、それに基づいて若手からベテランまで授業を展開できれば良いと思います。これは課題をもって、授業の最初にめあてを掲示する。すなわち、「課題をもち、考えて、伝え合い、まとめて、振り返る」という授業の流れを基本（スタンダード）とするものです。その際にノート指導を行い、家庭との連携を図ることを行っていくことが大事です。さらに、教員も板書計画を作っていくことも大事です。区小研や区中研は活発に活動していますので、区教委と連携して、「すみだスタンダード」をつくって授業改善を行っていくと、確実に授業のレベルも上がると思います。2点目は、スポーツクラブについてです。実は中学校で抱えている部活動の問題は切実なものがございます。3月になりますと教員の異動等で部活が存続できない場合もあります。この問題を考えたときに、墨田区には総合型の地域スポーツクラブが2か所あって、NPO法人スポーツドアあずまと両国倶楽部です。この2つのスポーツクラブは、盛んに活動を行っている中で世代を超えてということが目標の1つとしてあると思います。スポーツ振興の形態は学校機能だけでは完結できない状況を見ると、今後地域がいかに部活動に代わって連携していくか。逆に言うと部活動がこれまでなかなか地域と連携がとれなかったのか。あるいは学校が部活動は教育活動の一環であるという意識の中で相容れない部分があったのかもしれない。これからのことを考えると総合型地域スポーツクラブを各中学校区に1クラブずつあると良いですが、今後スポーツクラブの設立・支援に努力していただくことで、部活動との連携が図られるのではないかと思います。以上です。

区長 ありがとうございます。最後に、教育長お願いします。

教育長 ここに記載されている施策は取り組まなければいけないですが、それぞれの施策を組み合わせることが大事だと思います。やはり核となるのは、学校経営だと思います。学校経営の活性化があって、そして個々の教員の授業力・指導力の改善が入ってくると思います。教員の研修は、取り組まなければいけないですが時間がかかります。私は、墨田区ではICT化を推進していますので、ICTを活用することによって授業のパターンが確立できると思います。なぜなら、例えば小学校では板書したり、模造紙を使って図を書いたりして説明します。これらの良いものを選抜して電子データとして保存しておいて活用すると、これまでかかっていた時間が短縮され説明の時間にまわすことができます。事務量の増加の問題もありましたが、そうすることによって事務量を軽減することができます。指導案についても良いものを保存しておいて翌日の授業の前に見てポイントが何かを把握しておき、さらに宿題も入っていると自分でカスタマイズすることができます。ICTを活用することにより、時間の短縮につながり、授業の平準化を図ることができます。研修は必要なので学校経営の中で推進していき、幼保小中一貫の取組を行うことで

各校種・教科間の連携ができます。そういった施策の組み合わせによって学校教育の充実が図られると考えています。以上です。

区長 ありがとうございます。いただいたご意見を参考にさせていただいて子どもたちを育成していきたいと思いました。雁部委員から学力についてそろそろ結果を出すべきだというお話がありました。それから自己肯定感について、お互いを認め合い、思いやりの気持ち、尊重していく気持ちを醸成していくことは大事だと思いました。あと、学校運営連絡協議会の活性化という点や事務量の増加の点もありました。これは教育長のお話のとおりだと思いました。ICTにも結びつき、色々な改善につなげていくことができるのではないかと思いました。それから、阿部委員からのお話は大変大事な要素があって、この大綱は網羅的で予算の関係もあったり、メリハリをつけたりという中で、しっかりと課題と対策を実践していったら良いのではないかとのお話でした。あと、施策の並べ方と平易な表現についてもお話がありました。それから、大綱は区民へのメッセージであり、区民や学校に協力・実践していただくための分かりやすいものであり、共有すべきものであるという点はとても大事なところだと考えています。坂根委員からICTについて昨年よりも進化しているのを目の当たりにしたとお話がありました。これはICT機器に親しみ、それを学び、活用するという段階的な流れの中で、加藤教育長からのお話にあったように学力向上につなげたり、業務改善につなげたりする必要があるということでした。我々としては環境整備をしていき、活用していただくことに尽きると思います。それから、浅松委員から経験に基づいたお話で学力について、誤答分析から一定の傾向を把握した上で対策し、それを踏まえ教師が授業の型（スタンダード）を作って、わかりやすい授業につなげていくということで、とても大事なことだと思いました。また、体力向上の点から部活動については、区として実態をよく分析して、今後の対策を練っていかなければいけないと実感しました。最後に、小学校25校、中学校10校ある中で、網羅的にそれぞれ課題を抽出し、大綱の中で対策を練るとしたわけですから、この全てに取り組んでいただかないと困るのが大前提としてあります。ただ、教員の事務量やスキルの問題、ICTの活用の仕方の問題など色々あって、総合して考えると小学校25校、中学校10校それぞれ学校によって状況が違うという中で、この大綱を共有してチームワーク良く、学校として校長がリーダーシップをとる経営体制の下で真剣に取り組んでいただきたいと思えます。例えば学力については、どうすれば上げることができるのかということ、この大綱を基に一度考えてもらいたいと思いました。

(2) 「家庭・地域」にかかる課題と施策の方向について

区長 それでは、続いて2点目の「家庭・地域にかかる課題と施策の方向」について、ご意見等ございますか。雁部委員お願いします。

雁部委員 家庭における問題では、課題に記載されているとおりスマホやSNSなど人に見えないところでの子どもたちの色々な行動があります。これを規制やルール化をしていくことも大事ですが、コミュニケーション力の点から考えると、顔を合わせて話すことがいかに楽しくて大事なのかということ、教育していったほうが良いと思えます。先ほどのスポーツでもお話ししましたが、体を動かすことが楽しいとわかると、家でゲームすることは減ってくると思えます。それと同じことで、まずは人と顔を合わせて話をしようということを知っていくことが大事だと思います。次に、地域との連携についてです。防災訓練は、学校と地域でそれぞれ行っているところですが、学校と地域が一体となって防災訓練を行うことはあまり見たことがありません。学校の防災訓練に地域が参加するとか、地域の防災訓練に学校が参加するということはありませんが、実際に東日本大震災のような災害が発生して、そこに子どもがいるときはどうするのかを想定した場合の防災訓練を地域の協力を得ながら実施していくのが良いと思えます。それから、教育力の向上についてです。早寝・早起きをする子どもが増えてきたことは、大変喜ばしいことだと思

います。家庭の学習については、学校から促すことを根気よく続け、家庭も学習の重要性を理解・認識することで習慣化につながっていくと思います。あとは、郷土の文化・歴史についてです。座って学ぶだけでなく、そういう施設に足を運び、体験することが大事だと思います。以上です。

区長 ありがとうございます。続いて、阿部委員をお願いします。

阿部委員 家庭と地域にかかる課題と施策の方向については、内容に異存ありません。先ほど区民に対するメッセージと言いましたが、一方通行ではなく、双方向でメッセージのやりとりが必要だと思います。区として区民にどんな施策やサービスを行うかということを一方向的に発信するのではなく、子どもの教育には家庭・保護者、地域の協力が不可欠なので、その協力を促すようメッセージがあると良いと思いました。例えば生活規律やあいさつ、しつけなど、学校の場合以外の家庭の役割を担っていただく必要があると思います。家庭学習についてもその必要性は保護者に認識していただくとともに、同時に区としても放課後の学習支援など環境整備に取り組んでいくことが必要だと思います。そういった家庭へのメッセージを伝えたほうが良いと思います。地域についても子どもを見守っていただく必要があるので、協力をお願いすることも良いと思います。そういったメッセージ性のある文言を盛り込んでみても良いと思いました。以上です。

区長 ありがとうございます。続いて、坂根委員をお願いします。

坂根委員 家庭・地域の教育力の向上は、良い視点だと感心しています。子どもは居住地と家族は選べません。私は他区で生まれ育ったのですが、墨田区が一番良いと思っています。子どもが大人になったときに、墨田区にいて良かったと思えたならば、これは教育の成果だと思います。先ほどもICTについて申し上げましたが、学校と地域との協働の中でとても良い教育をしているので、今度は子どもたちがICTを利用して作ったものを地域の方に発信することができたら良いと思います。それからスマホやSNSの問題がありますが、子どもが大人しくなるからと言って、赤ちゃんのときから液晶画面のものを与えているとサイレントベイビーになるという調査結果が出ています。これは学校教育だけでなく、子育てとの連携が必要になってくると思います。先ほど雁部委員からお話があったとおりコミュニケーションを中心とした教育が一番大事だと思っています。それから「スクールサポートセンター、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等による相談事業の活用及び福祉保健部門や警察等との連携」とありますが、これはいわゆる「チーム学校」といって学校を中心に取り組んでいます。それは負担となりますし、どの程度の連携が図れ、どの程度のリーダーになって体制を構築していくのが良いか考えて、知りたいと思います。以上です。

区長 ありがとうございます。続いて、浅松委員をお願いします。

浅松委員 私は、家庭と地域の教育力の向上を考えたときに、地域における学校との連携の中で核となって学校支援の推進組織となるのが学校運営連絡協議会だと思います。この制度は平成13年から始まり、組織が発足してから15年も経過しています。学校運営連絡協議会は、区立学校の中でそれぞれ特徴のある活動を行っていると思いますが、この時期にきて、組織はあるもののしっかりと機能しているのかという点については、学校関係者評価の結果も含めてすべての学校で改めて導入時の趣旨に照らして検証する必要があると考えます。校長をやっていたときもこの組織は心強いし、子どものために機能していかなければいけないのですが、学校関係者評価の中で学校に対する色々な評価をされたときに、次年度に向けて教育課程の見直しにつながることもありました。それによって、より地域が学校の意図を汲んで協力的に支援してくれるかという点もあります。そういうことで言うと、区長も話されていました地域力、その強化のための仕組みづくりを学校運営連絡協議会の見直しにより始まっていくのだと思います。少なくとも開かれた学校という考え方から一歩踏み出して、本当に学校と地域と保護者が一体となって、子どもたちを育む地域基盤づくりを再構築することが現状の課題だと思います。以上です。

区長 ありがとうございます。続いて、教育長お願いします。

教育長 私からは、家庭学習についてお話しします。家庭学習について関心がない保護者に対してどのように対応するかについてです。これは個人面談を利用して、その子の可能性や良いところ、伸び代など抽象的な話ではなく具体的な話をするとともに、単に点数を取るためと思っている方もいるのですが、なぜ学習しなければいけないのかという学習の必要性についても併せて保護者に伝えていかなければいけません。そういったことで保護者に理解してもらって、学校において取り組んでいくことが学校の使命だと思います。したがって、家庭学習の必要性について学校が保護者にどのように伝えているのかを、再度事務局として把握・分析していきたいと思います。それと、学校運営連絡協議会についてです。学校運営連絡協議会は学校の支援者であって、なおかつ学校の問題点を指摘する関係になっていくと良いと思います。学校が聞くと耳が痛くなるような話も聞けるようになって初めて真の連携になると思いますので、そういったことについて校長会などを通して伝えていきたいと思います。以上です。

区長 ありがとうございます。私は、家庭と地域の教育力の向上というテーマはとても重要だと思っています。先ほど教育長がお話されたとおり保護者に関心をもってもらう工夫が必要だと思います。これは学校として対応すること、地域として対応することと色々ありますが、やはり工夫をしないと関心をもってもらえないと思います。会ったことがない親、電話に出ない親などよく話では聞きますが、何とかコミュニケーションをとる工夫をしていかなければいけないと思います。接点をもたないことには、例えばスマホの使用時間が長いなどの実態を把握できないし、こちらからアプローチできません。保護者に関心をもってもらう工夫をどのようにしていくか、これを考えないとただただ時間が過ぎていくと思います。それから、地域については、育成委員会を中心に活発に地域の行事を行っていただいています。興味のあるイベントには小学生や中学生がよく参加しています。そうした交流の機会が数多くあることで、子どもたちは地域を見て、そこで育っていることがわかつていくと思います。子どもを惹きつけるイベントなどを企画して、その中でいかに地域と関わる機会を数多くもてるかということこれから考えなければいけないと思います。そうした中で大綱に掲げている「将来、社会で活躍し、地域に貢献できる人」を子どもの将来像とするならば、いま墨田区で活躍し、地域に貢献している人と交流する機会をつくることで、子どもがその人を見て、自分もそうなりたいとか、あんなことしてみたいとか、そういった思いを抱くことが大事なのではないかと思います。以上のとおり家庭と地域について、2点感じました。私は、そういった機会をつくりたいと思います。

(3) 「教育の今日的課題」にかかる課題と施策の方向について

区長 それでは、続いて3点目の「教育の今日的課題にかかる課題と施策の方向」について、ご意見等ございますか。雁部委員お願いします。

雁部委員 義務教育というのは、子どもたちが自立して育っていくための基盤であると思うので、貧困問題については、本来国や社会が責任をもつべきですが、墨田区の子どもたちにはできるだけ区が手を差し伸べることが必要だと思います。放課後子ども総合プランについては、学童クラブなどとの連携が盛んに図られているので、連携しながら協働して子どもを育てていくことが必要だと思います。子ども・子育て支援については、幼保小中一貫教育を行っているところです。幼稚園、保育園、今後設置が予定されるこども園については、管轄が異なるという課題はあるもののでできるだけ情報交換・共有して、互いに理解していくことが大事だと思います。オリンピック・パラリンピック教育については、こういった目標があることは子どもたちにとって、とても励みになるので、区としても環境を整えることが大事だと思います。以上です。

区長 ありがとうございます。続いて、阿部委員お願いします。

阿部委員 この内容については、いずれもそのとおりで取り組まなければいけないと思います。

特に、子どもの貧困対策はとても悩ましい問題です。教育的な部門のみで解決できる問題ではありません。色々な部門からの総合的な支援がないと解決できない問題だと思います。先ほどの坂根委員から子どもは親を選べないというお話について、そのとおりだと思います。残念ながら親に任せたままだと心許ない環境に置かれている子どもがいるという話は聞いています。したがって、どんな環境にいる子どもでも自分で自分の将来を切り拓く力は最低限付けさせる義務があると思います。これは施策として具体的に取り組むにはハードルがいくつもあります。これからはそういった子どもを単に見守るだけでなく、支えていく方向で具体的に一步踏み込んだ取組を行っていただきたいと思います。以上です。

区長 ありがとうございます。続いて、坂根委員お願いします。

坂根委員 私は、子どもの貧困対策がなぜ大切かということを申し上げます。それは公教育において機会の平等ということが貧困によってなされない、つまりスタートラインの平等です。特に、就学前の教育は以前よりもとてもなされています。OECDの中でも、先進国において就学前の教育が義務化されていないのは日本だけです。就学前の年齢が低年齢化されることもあるので、スタートラインの平等化を図っていくことが大事だと思います。昨日の区長の施政方針の中で、「子どもの未来応援パイロット事業」を活用して居場所づくりや放課後すみだ塾、チャレンジ教室を行うことは効果があると思います。それと関連して子ども・子育て支援制度について、大綱に「保護者ニーズに対応したサービスの提供」とあります。これは、保護者は権利を持つことは大事ですが、権利とは自分の言っていることを相手が言ったらそれを認めるということ。自分の権利だけ言って、相手のことは認めないということは特権ということになります。その点について学校教育において広める必要があると思います。以上です。

区長 ありがとうございます。続いて、浅松委員お願いします。

浅松委員 私は前回の会議のときにもお話ししましたが、子どもの貧困対策の検討・実施について触れたいと思います。やはり子どもの貧困対策の基本は、最低限の経済基盤と教育を受ける機会の保障のために、様々な施策を行っていくことです。昨日の区長の施政方針演説の中でも子育て支援の充実ということを挙げておられましたが、保育料負担軽減や通塾の経費等子育て応援の取組についてお話されていました。子育て貧困世帯への直接支援のことを考えるのは大事ですが、一方で学校教育という立場で考えると、義務教育の時期に過度な保護者への負担はないかどうかについては、前例にとらわれず再度見直す必要があるのかと思います。学校では、教材費、制服購入費、宿泊行事費、部活動費など相当なお金が義務教育段階で掛かってきます。中でも学校において私費で支出している割合が多いのは、教材費だと思います。私は色々な授業を拝見して、購入した教材が有効に使われているかどうかという点について、墨田区がICT化による徐行改善を推進することによって、各学級の教材費が削減してくのだと強く思いました。その先は、自分から興味を持って図書館に行くなどして学びに向かって自分で調べていくことが大事だと思います。以上です。

区長 ありがとうございます。続いて、教育長お願いします。

教育長 先ほど家庭学習は保護者の理解が必要だというお話をさせていただいたのですが、例えば経済的に大変な家庭で、保護者が夜まで働いていて、家にも帰っていない状況だとすると、そういう家庭だと保護者に色々なことを求めることは難しいです。ただ、この貧困を完全に断ち切るには、時間が掛かりますが教育が一番だと思います。ではどうするかというと、学校でみていく必要があると思います。学校で理解して、家庭学習で定着を図るのが基本ですが、それを学校でなるべく完結させ、子どもたちに意欲を持たせて、そして教員も子どもに声を掛け、子どもに先生が見てるぞという頑張る気持ちと精神的な安定を持たせて、自分で宿題をしっかりとできるような工夫をしていくことが必要です。大多数の子どもは家庭で見てもらえれば、保護者にお願いできるのですが、保護者にお願いできないことがわかっているのであれば、学校の中で完結さ

せて勉強する意欲を持たせることと精神的な支えになることが大事だと思います。以上です。

区長 ありがとうございます。今のお話はそのとおりで、学校のプラットホーム化が大事だと思います。やはり学力向上の課題や事務量の課題など色々な課題があって、学校現場はとても大変なところだと先ほど来のお話の中であるわけですが、学校がそういった子どもたちの受け皿になって、自分は仲間に支えられているんだとか、この仲間と中学校3年まで頑張っていこうとか、そういった思いを持てる学校、いわゆるプラットホーム化は大事だと思います。それから、日本財団の子どもの未来応援事業ということで居場所づくり、食事の提供など様々な方法が考えられ、これから内容を詰めていくわけですが、学校のプラットホーム化も一つあり、学校の外にも居場所があるというモデルもつくり、その中で子どもたちがどのような状況にあり、何を求めているのかということ把握し、育てていくという意味合いの事業とお考えいただければと思います。全般的には来年度において71事業を貧困対策として取り組んでいきます。直ちに孤立感や孤独感の解消に努められるもの、それから学校現場においてどのようにその子どもたちを支えられるのか、そうしたことを年度の初めから取り組んでいきたいと昨日の施政方針演説の中で申し上げさせていただいたところです。最後に、この教育施策大綱の最終的な目的として「すみだの子どもたちの夢と希望の実現のため」と副題に掲げさせていただいたわけですが、子どもの貧困など今日的課題に該当する方々が夢と希望を持てる墨田区を実現していくんだという強い思いを持って、私たちは行政として、そして教育委員会として子どもたちのためにしっかりと仕事をしていきます。それでは、ここまで大綱案の1から3までの全てについてご協議をいただき、ありがとうございました。私といたしましては、これまでの皆さんからいただいた様々な議論を踏まえ、必要な修正等を加えた上で、大綱の素案を作成させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

区長 それでは、私の方で素案を作成させていただきます。次に教育大綱にかかる今後のスケジュールについて、事務局から説明をお願いします。

教育委員会事務局次長 本日、教育施策大綱の素案について協議いただきました。この内容については取りまとめさせていただき、区議会の定例会でご報告させていただき、パブリックコメントを実施いたします。その後、最終案を作成し、次回の総合教育会議に付議いたします。そこで、最終案を確定いただき、6月の区議会定例会でご報告をさせていただく予定です。

区長 ただいまのとおり進めていくこととなりますので、ご承知をお願いいたします。

議題2 総合教育会議に関する条例案について

区長 次に、議題2の「総合教育会議に関する条例案」についてですが、前回、私からご提案した総合教育会議に関する条例案について協議していただきたいと思います。私の方で「墨田区総合教育会議条例」の素案を作成いたしましたので、事務局から説明をお願いします。

庶務課長 資料2の墨田区総合教育会議条例の素案をご覧ください。これは、新設の条例となりますので、条文に沿ってご説明させていただきます。まず、この条例の制定に当たっては、改正後の地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の4に、総合教育会議について規定されているので、本来この法律に基づいて総合教育会議が設置され、運営していくとされています。この法律には総合教育会議の基本的な事項が定められているので、それに加えて区独自の条例を制定する流れとなったことが背景としてあります。したがって、この条例では、総合教育会議を設置するに当たっての区の理念その他独自の規定を盛り込んで素案を作成しています。まず第1条では「目的」として「この条例は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の4第1項の規定により設置する総合教育会議の運営に関し必要な事項を定めることにより、区の地域特性を活かしつつ、将来を担う子どもたちが夢や希望をもつことのできる地域社会を実現するための

総合的な教育施策を推進するとともに、区民にとって開かれた会議の運営を図ることを目的として規定する。」と区の理念を盛り込んで規定しています。続いて、第2条では「会議の名称及び所掌事項」として第1項に「法第1条の4第1項の規定により区が設置する総合教育会議の名称は、墨田区総合教育会議とする。」とし、第2項に「総合教育会議は、区長及び墨田区教育委員会が総合的な見地から区の教育施策を推進するための協議及び事務の調整を行うものとし、次に掲げる事項をつかさどる。」と規定しています。この掲げている事項については、基本的に法律の規定を引用しています。第1号に「法第1条の3の規定による区の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱の策定等に関する協議」、第2号に「法第1条の4第1項の規定による次に掲げる事項に関する協議」とし、アとして「教育を行うための諸条件の整備その他の区の教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策」、イとして「児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置」と規定しています。第3号は区独自の規定で「教育に係る諸課題について区民への周知を図り、又は区民との交流を図るための講演会、意見交換会等の開催に関する協議」とし、第4号に「前3号に掲げるもののほか、総合教育会議が必要と認める事務」と規定しています。それから、第3項に「総合教育会議においてその構成員の事務の調整が行われた事項については、当該構成員は、その調整の結果を尊重しなければならない。」と規定しています。続いて、第3条では「会議の構成」として第1項に「総合教育会議は、区長、教育委員会教育長及び教育委員会委員をもって構成する。」とし、第2項に「議長は、区長をもって充てる。」とし、第3項に「議長は、会務を総括し、総合教育会議を代表する。」と規定しています。続いて、第4条には「会議の招集」として第1項に「総合教育会議は、区長が招集する。」とし、第2項に「教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると思料するときは、区長に対し、協議すべき具体的事項を示して、総合教育会議の招集を求めることができる。」とし、第3項に「総合教育会議は、協議を行うに当たって必要があると認めるときは、当該協議すべき事項に関して関係者又は学識経験を有する者から意見を聴くため、会議への出席又は文書等の提出を求めることができる。」と規定しています。続いて、第5条には「会議の公開」として第1項に「総合教育会議は、公開とするほか、区長及び教育委員会は、総合教育会議に関する情報の提供を積極的に行うものとする。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、この限りでない。」とし、第2項では法律では努力義務とした規定を義務化し「区長は、総合教育会議の終了後、速やかに、その議事録を作成し、前項ただし書に規定する場合を除き、これを公表するものとする。」と規定しています。続いて、第6条では区独自の規定で「大綱と他の行政計画との整合」として「区長は、大綱の策定等に当たっては、墨田区基本構想及びこれに基づく墨田区基本計画との整合性を保つよう努めなければならない。」と規定しています。続いて、第7条では「その他会議に関する事項」として「この条例に定めるもののほか、総合教育会議の運営に関し必要な事項は、総合教育会議が別に定める。」と、法律の趣旨を踏まえ、規律にかかることについては条例ではなく会議で定めることとしています。最後に、付則として「この条例は、公布の日から施行する。」としています。説明は以上です。

区長 ただ今の説明について、何かご質問等ございますか。

阿部委員 2点だけ個人的な立場から意見を述べたいと思います。1点目は、この法律の規定によれば、会議の運営については総合教育会議で定めるとされています。したがって、この会議で自主的に決めることができるので、法律の趣旨から条例を定めることが良いかどうかの問題があります。2点目は、おそらく教育行政に関する大綱を決めるときに政治色や党派の立場からの影響力が及ばないよう自主的に決めるという意味合いがあると思うので、この条例に必要以上に細かなことを定めることは良くないと思います。そのような観点から素案を拝見すると、一般的な

規定のほかに本来努力義務であることが義務化されていることは良いと思います。条例化するかどうかについてはお任せしたいと思いますが、条例の規定内容そのものは異存ありません。以上です。

区長 ありがとうございます。それでは、ただ今のご意見を踏まえ、条例案を作成させていただきます。なお、議案の作成に当たっては、皆様からいただいたご意見を尊重することはもちろんですが、条例の提案権を預かる首長として責任ある立場から、必要な文言の修正や追記をさせていただくことがございますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。条例制定の手続きにかかる今後のスケジュールについて、事務局から説明をお願いします。

教育委員会事務局次長 条例案については、今定例会中に区議会への事前説明を行った後、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づく教育委員会への意見聴取を経て、6月の区議会定例会に区長から条例案が提案され、区議会で審議されることとなります。以上です。

区長 それでは、ただ今の説明のとおりご承知おきください。以上で、本日予定した議題は全て終了しましたが、その他委員の皆様から何かご発言ございますか。事務局から何か連絡事項はありますか。

教育委員会事務局次長 本日はありがとうございました。次回の日程については、基本計画案の検討にかかる進捗との整合を図りつつ、また、教育施策大綱素案に対する区議会からの意見やパブリックコメントの結果を踏まえて、5月頃を目途に開会を予定させていただければと考えております。具体的な日程については、改めて調整させていただきますので、よろしく願いいたします。

区長 ただ今の説明のとおりご承知おきください。それでは、以上で第3回墨田区総合教育会議を閉会いたします。